

(元) 社会福祉協議会施設の有効活用に係る事業者選定における
公募型プロポーザルについての質問書に対する回答

No.	質問事項	内 容	回 答
1	契約事業者について	<p>市の要望に適応する複数の事業所が共同事業体を組む等を行うことで、契約することは可能ですか？</p> <p>もし可能な場合、補助金は使えますか？</p>	<p>(元) 社会福祉協議会施設の有効活用に係る事業者選定における公募型プロポーザル実施要領に、「3. プロポーザルの参加資格」を記載しています。</p> <p>参加資格は、「個人、法人及び法人に属する団体等並びに中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項に掲げる事業協同組合等とする。」としています。</p> <p>複数の事業者で、新たに法人・団体等を設立し、プロポーザルに参加することは可能ですし、選定された場合は、代表者と契約を締結することとなります。</p> <p>ご質問の補助金は、公募資料に記載している「津久見市創業支援事業補助金」と想定していますが、各規定に合致していれば活用可能と思います。</p>
2	現在、施設内にある備品について	<p>現在の契約者の所有する備品（エアコン設備等）について、現在の契約者から譲り受ける等の交渉をして、そのまま新しい事業所で使用することは可能ですか？</p>	<p>現在の契約者様が所有している備品の使用ということですが、この備品は津久見市が設置しているものではありませんので、お答えは控えさせていただきます。</p>